

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2024 年 7 月 1 日

アクシスコンサルティング株式会社

2024年7月1日

東京都千代田区麹町 4-8 麹町クリスタルシティ
アクシスコンサルティング株式会社
代表取締役 山尾 幸弘

当会社及び株式会社ケンブリッジ・リサーチ研究所（以下「CRI」といいます。）は、2024年2月13日付け吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、当会社がCRIの権利義務の一切を承継する吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定により、下記の事項を開示いたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）
2024年7月1日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
CRIの発行済株式全部（ただし、CRIが保有する自己株式を除きます。）を当会社が保有しておりますので、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過
CRIの発行済株式全部（ただし、CRIが保有する自己株式を除きます。）を当会社が保有しておりますので、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過
CRIは、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過
CRIは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2024年4月26日付けで、官報及び定款所定の公告方法である日刊工業新聞により債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第3号）
 - (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過
本合併は会社法第796条第2項に定める簡易合併によるため、該当事項はありません。

- (2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過
本合併は会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併によるため、該当事項はありません。なお、当社は会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、2024 年 4 月 26 日付けで株主に対し電子公告を行いました。
- (3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 4 月 26 日付けで、官報及び定款所定の公告方法である電子公告により債権者に対して公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）
当社は令和 6 年 7 月 1 日をもって、消滅会社における資産、負債、契約上の地位及びこれらに付随する権利義務の一切を消滅会社より承継いたしました。
5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）
別添のとおりです。
6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）
当社は、2024 年 7 月 1 日以降、会社法第 921 条に定める吸収合併による変更登記を速やかに申請する予定です。
7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）
- (1) 当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本合併契約について同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を受けずに本合併を行いました。
- (2) CRI は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本合併契約について同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本合併を行いました。
- (3) CRI は当社の完全子会社であるため、当社は、本合併に際して、株式その他の金銭等の交付及び割当ては行っておりません。また、本合併の結果、当社の資本金及び準備金の額は増加しません。

以上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面
(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2024 年 4 月 26 日

株式会社ケンブリッジ・リサーチ研究所

2024年4月26日

東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ
株式会社ケンブリッジ・リサーチ研究所
代表取締役 伊藤 文隆

当社は、2024年2月13日付けでアクシスコンサルティング株式会社（以下「アクシスコンサルティング」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2024年7月1日を効力発生日として、アクシスコンサルティングを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うこととしました。本合併について、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

別紙1のとおりです

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号・第3項）

当社がアクシスコンサルティングの完全子会社であることから、本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号・第4項）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号・第5項）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号・第6項）

(1) 吸収合併存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

アクシスコンサルティングの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

② 最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生じる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本合併の効力発生後のアクシスコンサルティングの資産の額は、当会社から承継する負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後のアクシスコンサルティングの収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、アクシスコンサルティングの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従って、本合併後におけるアクシスコンサルティングの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上



吸収合併契約書

アクシスコンサルティング株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社ケンブリッジ・リサーチ研究所（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併の方法）

甲及び乙は、本契約に定めるところにより、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行い、甲は、本合併により乙の権利義務の全部を承継する。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲の商号及び住所

商号：アクシスコンサルティング株式会社

住所：東京都千代田区麹町 4-8 麹町クリスタルシティ

(2) 乙の商号及び住所

商号：株式会社ケンブリッジ・リサーチ研究所

住所：東京都千代田区麹町四丁目 8 番地麹町クリスタルシティ

第3条（本効力発生日）

1. 本合併がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2024年7月1日とする。
2. 甲及び乙は、本合併の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、協議の上、本効力発生日を変更することができる。

第4条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭その他の財産を交付しない。

第5条（甲の増加する資本金及び準備金等の額）

本合併により甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条（合併承認決議）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項の規定により、本契約及び本合併について株主総会の決議による承認を受けることなく、本合併を行う。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項の規定により、本契約及び本合併について株主総会の決議による

承認を受けることなく、本合併を行う。

第7条（本合併の条件の変更及び本合併の中止）

甲及び乙は、本契約締結日後本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態又は経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合は、協議の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第8条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、甲が原本を、乙はその写しを保管するものとする。

2024年2月13日

甲：東京都千代田区麹町4-8 麹町クリスタルシティ

アクシスコンサルティング株式会社

代表取締役 山尾 幸弘



乙：東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ

株式会社ケンブリッジ・リサーチ研究所

代表取締役 伊藤 文隆





事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、「人が活きる、人を活かす。～人的資本の最大化・最適化・再配置～」をミッションとし、「事業を通じて、新しい価値を創造し、すべての人が生き活きと働く社会創りをめざします。」をビジョンとして掲げております。

近年、グローバル競争の激化、テクノロジーの進展、人口減少といった環境変化のなかで、社会の課題解決と新しい価値やイノベーションの創出が求められております。そのためには、人材を資源 (Human Resources) より資本 (Human Capital) と捉え、不足、偏在するコンサルタントなどの高いレベルの専門性と能力を持った人材を最適配置し、企業や社会の課題解決、価値創造を推進することで、その価値がシェアされ循環し続けてゆくことが必要とされております。当社グループは、そのような変化に対応し、持続可能な未来に新しい企業価値を提供していくために、コーポレートステートメント「あらゆる課題は、人で解決する。」のもと、課題の発見、解決、価値創造に答えるべく、コンサルタントなどのハイエンド人材領域の人材紹介及びスキルシェア推進による経営・事業課題の解決支援を提供しております。

なお、人材紹介はコンサルティングファーム向け正社員採用サービス及び事業会社向け正社員採用サービスで構成され、スキルシェアはフリーコンサルサービス「フリーコンサルBiz」及びスポットコンサルサービス「コンパスシェア」で構成されております。

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症に係る制限の段階的緩和により経済活動の正常化が進んだことで、景気は緩やかな回復基調で推移し、雇用情勢にも改善の動きがみられました。一方で、世界的な金融引締め等が続くなか、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響も懸念されるなど、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような環境のなか、企業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を軸としたビジネスの変革と創造に係るコンサルティング需要が高まっていることや、産業や社会課題の解決に向けた取り組みに活発化の動きが見られることなどから、引き続きハイエンド人材に対する需要が堅調に推移していることを受け、当社グループの主要なビジネスである人材紹介

及びスキルシェアともに、経営成績は好調に推移しました。

人材紹介につきましては、コンサルティングファームの採用需要が高い水準で継続するなか、戦略的なアカウントマネジメントにより、採用意欲が旺盛なクライアントに注力して入社決定人数を伸ばすとともに、採用難易度が高く且つ高年収のコンサルティングファームのマネージャー以上の案件が好調に推移したことが奏功し、売上高は2,918,104千円（前期比24.7%増）となりました。

スキルシェアにつきましては、「フリーコンサルBiz」が需要の高いコンサルティングファーム向けの案件を中心に稼働人数を伸ばしつつ、利益構造の改善を図り比較的稼働率の高い案件への移行を進めたことにより、売上高は1,424,268千円（前期比21.4%増）となりました。また、2022年7月にサービスを開始した「コンパスシェア」は、業績貢献には至らないものの、サービスメニュー等の充実に努め、想定を上回る企業及びコンサルタントの登録を獲得しております。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は4,342,372千円（前期比23.6%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は673,813千円（前期比34.5%増）、経常利益は644,373千円（前期比30.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は418,802千円（前期比28.9%増）となりました。

なお、当社グループはヒューマンキャピタル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は9,430千円です。その主な内容は、PCの購入によるものであります。

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

2023年3月28日に東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資及びオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資により、総額1,358,955千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2020年6月期)	第20期 (2021年6月期)	第21期 (2022年6月期)	第22期 (当連結会計年度) (2023年6月期)
売上高(千円)	—	—	3,513,146	4,342,372
経常利益(千円)	—	—	493,279	644,373
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)	—	—	324,965	418,802
1株当たり当期純利益(円)	—	—	80.84	99.15
総資産(千円)	—	—	2,104,722	3,497,860
純資産(千円)	—	—	862,677	2,654,532
1株当たり純資産(円)	—	—	214.60	539.61

- (注) 1. 当社では、第21期より連結計算書類を作成しているため、第20期以前の金額は記載しておりません。
2. 2022年11月7日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第21期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 19 期 (2020年6月期)	第 20 期 (2021年6月期)	第 21 期 (2022年6月期)	第 22 期 (当事業年度) (2023年6月期)
売 上 高(千円)	1,386,407	1,896,692	3,008,910	3,912,179
経 常 利 益(千円)	143,110	362,357	410,692	619,283
当 期 純 利 益(千円)	68,285	295,875	269,582	402,930
1 株当たり当期純利益 (円)	16.99	73.60	67.06	95.39
総 資 産(千円)	1,202,970	1,461,510	1,950,072	3,401,796
純 資 産(千円)	273,041	568,916	838,499	2,614,482
1 株当たり純資産 (円)	67.92	141.52	208.58	531.47

(注) 2022年11月7日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第19期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ケンブリッジ・リサーチ研究所	63,800千円	100.0%	人材紹介

(4) 対処すべき課題

① 成長戦略の推進

当社グループは、成長戦略として「リカーリングビジネス推進によるスキルシェア及び事業会社向けサービスの拡大」を掲げております。

当社グループにおける「リカーリングビジネス」とは、企業側（発注者）が直面する課題と人材側（候補者）が求めるキャリアニーズに応じて、人材紹介とスキルシェアの各サービスを適切なタイミングで柔軟に提供し、中長期的には、発注者が候補者、候補者が発注者となって継続的にサービスを活用できるビジネスモデルをいいます。

当該リカーリングビジネスを推進し、主力であるコンサルティングファーム向けの人材紹介に継続して注力しつつ、市場成長率の高いスキルシェア、成長余地の大きい事業会社向けサービスを拡大させることで、当社グループが蓄積してきたデータベースをさらに充実・拡大させ、その利用率を高め、人材紹介とスキルシェアの複合サービスを効果的且つ効率的に提供してまいります。

重点施策は次のとおりであります。

(a) 副業サービスの強化

「コンパスシェア」を通じて副業という新たな登録動機を提供することで、従来の転職やフリーランスにおける案件獲得よりも広く人材との接点を確保し、人材データベースの充実を図ります。そのために、「コンパスシェア」のサービスメニューを充実させるとともに、ユーザーの利便性を高め、当社グループの強みを構成する現役コンサルタント及びコンサルティングファーム経験者の登録シェアを高める施策を実施してまいります。

(b) 事業会社を中心としたアップセル・クロスセルの推進

事業会社向けサービス拡大のため、各サービス間の連携を一層向上させ、ポストコンサルの転職支援を含め、アップセル・クロスセルを可能とする体制の強化を図ります。

(c) マーケティング強化

当社グループが持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るためには、当社グループ及び提供サービスの認知度を向上させ、継続的な顧客の獲得及び人材登録数の増加により、データベースを充実・拡大していくことが重要であります。従来のSNSやウェブ広告による人材獲得施策に加え、企業顧客の獲得のための広告宣伝、コーポレートブランディングや広報活動等を推進し、認知度向上に取り組んでまいります。

(d) システム投資

リカーリングビジネスをさらに活性化させるためのデータベースの開発と整備、及びサービス拡充のためのシステム投資を実施してまいります。

② 持続的な成長のための人的資本投資

当社グループの事業を牽引する人材の確保と育成は当社グループの成長の礎であり、さらなる事業拡大及び経営体質の強化を図るうえで重要な経営課題であると認識しております。そのため、人材の採用強化及び育成を推進して生産性を高めるとともに、将来の経営を担う中核人材の育成等を進めてまいります。また、従業員がその能力を存分に発揮できるよう、業務効率化や勤務環境の整備等、働きやすい環境づくりを推進し、人的資本の価値最大化に努めてまいります。

③ 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、ステークホルダーからの信頼を得ることが不可欠であると考えております。そのため、経営の効率性及びリスク管理能力を高め、財務・非財務情報を適切に開示し、健全性及び透明性を確保できる管理体制の整備を行うことで、内部管理体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの充実を進めてまいります。

④ 財務上の課題

財務基盤の安定性を維持しながら、事業上の課題を解決するための事業資金を確保し、新たな事業創出のために機動的な資金調達を実施できるよう、内部留保の確保と株主還元の適切なバランスを模索していくことが、財務上の課題であると認識しております。

(5) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

事業区分	事業内容
ヒューマンキャピタル事業	ハイエンド人材領域における人材紹介及びスキルシェア

(6) 主要な営業所 (2023年6月30日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区
大阪オフィス	大阪市中央区

② 子会社

株式会社ケンブリッジ・リサーチ研究所	本社 (東京都千代田区)
--------------------	--------------

(7) 使用人の状況 (2023年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数 (人)
ヒューマンキャピタル事業	102 (22)

(注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (契約社員、派遣社員) は年間の平均人員を () 外数で記載しております。

2. 当社グループは、ヒューマンキャピタル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
86 (19) 名	24名増 (6名増)	34.3歳	3.1年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数 (契約社員、派遣社員) は年間の平均人員を () 外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 り そ な 銀 行	40,000千円
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	38,358千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	37,802千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 16,080,000株
- ② 発行済株式の総数 4,919,400株
- ③ 株主数 1,413名
- ④ 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社創	1,917	39.0
山尾幸弘	1,323	26.9
PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT	211	4.3
吉越利成	120	2.4
アクシスコンサルティング従業員持株会	90	1.8
野村証券株式会社	90	1.8
野村信託銀行株式会社 (投信口)	85	1.7
伊藤文隆	85	1.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	83	1.7
荒木田誠	73	1.5

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2023年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	山 尾 幸 弘	株式会社ケンブリッジ・リサーチ研究所 代表取締役社長
常 務 取 締 役	伊 藤 文 隆	経営戦略室長、営業本部長 株式会社ケンブリッジ・リサーチ研究所 取締役副社長
取 締 役	所 芳 正	管理本部長
取 締 役	荒 木 田 誠	HC事業本部長
取 締 役	大 友 良 浩	はる総合法律事務所 パートナー 株式会社テレメディック 取締役 株式会社平和 社外監査役
取締役 (監査等委員)	坂 本 安 東	常勤監査等委員
取締役 (監査等委員)	野 間 自 子	三宅坂総合法律事務所 パートナー 株式会社エイジス 社外監査役 株式会社いよぎんホールディングス 社外取締役監査等 委員 株式会社ウイルコホールディングス 社外取締役
取締役 (監査等委員)	高 野 寧 績	有限会社高野会計事務所 代表取締役 養和監査法人 代表社員 日本ファンドサービス合同会社 代表社員 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 社外取締 役監査等委員 (権利義務取締役)

- (注) 1. 取締役のうち、大友良浩氏、野間自子氏及び高野寧績氏は、社外取締役であります。
2. 取締役のうち、大友良浩氏、野間自子氏及び高野寧績氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役 大友良浩氏及び野間自子氏は、弁護士の資格を有しております。
4. 取締役 高野寧績氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 高野寧績氏は、2023年6月13日にフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の社外取締役監査等委員を辞任しておりますが、会社法第346条第1項の定めに基づき、同社の取締役監査等委員としての権利義務を有しております。同氏は、2023年9月15日開催予定のフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の臨時株主総会の終結の時をもって、同社の権利義務取締役である監査等委員を退任予定であります。
6. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、坂本安東氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役3名は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求がなされたことにより被る損害のうち法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により補填することとしております。なお、当該役員等賠償責任保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。

被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことや、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害については、補填の対象外としております。

④ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は以下のとおりです。

取締役の報酬については、事業内容又は事業規模等の類似する会社の報酬水準を参考に、各取締役の役位、職責、在任年数等を勘案したうえで適正な水準とすることを基本方針としております。

当社役員の報酬等の額は、2021年9月28日開催の第20回定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬限度額を年額500,000千円以内（決議日時点の監査等委員でない取締役の員数は5名。）、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額50,000千円以内（決議日時点の監査等委員である取締役の員数は3名。）でそれぞれ決議されております。

監査等委員でない個人別の報酬額については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、役位、職責、在任年数等に応じて決定される固定の金銭報酬とし、毎月支給されるものとしします。

監査等委員でない取締役の個人別の報酬額の決定については、直近では、2023年6月15日の指名・報酬諮問委員会において、独立社外取締役（大友良浩）を委員長とする本委員会で審議し、その結果を取締役に答申しております。取締役会の決定にあたっては、その透明性・客観性を高めるために、当社が設置する指名・報酬諮問委員会に対して諮問し、指名・報酬諮問委員会の答申を得たうえで、当該答申内容を踏まえて報酬額を決定しております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	対象となる 役員の数	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等
取 締 役 (うち社外役員)	5名 (1)	132,600千円 (4,500)	132,600千円 (4,500)	—	—
監 査 等 委 員 (うち社外役員)	3名 (2)	20,700千円 (9,000)	20,700千円 (9,000)	—	—
合 計 (うち社外役員)	8名 (3)	153,300千円 (13,500)	153,300千円 (13,500)	—	—

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金
該当事項はありません。

二. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

ホ. その他

当社取締役会は、本株主総会においてお諮りしている第3号議案をご承認いただいた場合には、「イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載している方針について、以下の事項を追加することを予定しております。

監査等委員でない取締役の非金銭報酬は、ストック・オプションを付与するものとし、各取締役が付与する数の算定は、役位、職責、在任年数等を総合的に勘案して決定し、毎年、一定の時期に付与するものとします。

また、当該固定の金銭報酬及び非金銭報酬の割合は、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に資する適切な支給割合とするものとします。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 大友良浩氏は、はる総合法律事務所パートナー、株式会社テレメディックの取締役及び株式会社平和の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）野間自子氏は、三宅坂総合法律事務所パートナー、株式会社エイジスの社外監査役、株式会社いよぎんホールディングスの社外取締役監査等委員及び株式会社ウイルコホールディングスの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）高野寧績氏は、有限会社高野会計事務所の代表取締役、養和監査法人の代表社員、日本ファンドサービス合同会社の代表社員及びフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の社外取締役監査等委員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。なお、同氏は、2023年6月13日にフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の社外取締役監査等委員を辞任しておりますが、会社法第346条第1項の定めに基づき、同社の取締役監査等委員としての権利義務を有しております。同氏は、2023年9月15日開催予定のフューチャーベンチャーキャピタル株式会社の臨時株主総会の終結の時をもって、同社の権利義務取締役である監査等委員を退任予定であります。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役 に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 大友良浩	<p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に企業法務について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会1回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
取締役 監査等委員 野間自子	<p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>
取締役 監査等委員 高野寧績	<p>当事業年度に開催された取締役会19回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>

(3) 会計監査人の状況

① 名称 應和監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社は、應和監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な課題として認識しております。現在当社は成長過程にあり、財務基盤の安定化のための内部留保の充実を勘案しつつ、事業の拡充や組織体制の整備への投資に充当していくことが株主への利益還元につながると考え、配当を実施しておりません。今後の剰余金の配当につきましては、事業基盤の整備等を進め、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、株主に対して利益還元策を実施していくことを基本方針としておりますが、現時点において配当の実施時期等については未定であります。

内部留保資金の用途につきましては、事業の拡充や組織体制の整備への投資のための資金として、有効に活用していく方針であります。

自己株式の取得につきましては、株価や経営環境の変化に対応した機動的な資本政策及び株主に対する利益還元策の1つとして、適宜検討してまいります。

当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の決議によって定めることができる旨、また毎年6月30日又は12月31日を基準日として配当を行うことができる旨を定款に定めております。なお、剰余金の配当を行う場合は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。

事業報告 補足情報

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

会社の支配に関する基本方針

新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法、会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制その他当社における業務の適正を確保するため、「内部統制システムの基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めております。

- ① 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ 監査等委員会設置会社としての当社における内部統制システムの基本方針を定めるとともに、コンプライアンス体制にかかる規程を整備し、取締役が法令・定款及び当社グループの企業理念を遵守するための基本理念を定め、取締役及び使用人の法令遵守に努めております。
 - ロ 当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を継続して選任しております。
 - ハ 当社は、経営の透明性・公正性の向上のために、取締役会等の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。
 - ニ 内部統制システムが有効に機能しているかを確認し、その実行状況を監視するための体制として内部監査室を配置しております。
 - ホ 社員の行動指針、ビジネスリーダーの行動指針を明確にした上で、社員のコンプライアンス教育、啓発に努めております。
 - ヘ 当社は定期的開催する取締役会において、各取締役は重要な職務執行の状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督するよう努めております。
 - ト 内部監査人は定期的な内部監査により、法令及び定款並びに社内諸規程の遵守その他適切な職務執行を確認し、代表取締役社長及び監査等委員会に報告することとしております。
 - チ コンプライアンスに係る相談窓口を総務部に設置し、通報や相談ができる仕組みを構築しております。総務部及び取締役は、平素より連携し、全社のコンプライアンス体制を整備しております。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ 文書管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る文書（電磁的記録を含む。）を取締役が閲覧可能な状態で保存しております。
 - ロ 経営会議及び取締役会の会議により情報共有を図っております。

- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ 企業価値を高める努力を続けると同時に、持続的発展を脅かすあらゆるリスク、特にコンプライアンス問題、情報セキュリティ問題等を主要なリスクと認識してこれに対処すべく対策を講じております。
 - ロ リスク管理規程を定め、リスクについては、自部門の事業特性に応じた各種リスクを洗い出し、重要度、緊急度及び頻度等を検討した上で、予防策を講じております。
 - ハ リスクが顕在化した際は、コンプライアンス・リスク管理委員会へ報告し、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑えるための適切な措置を講じております。
 - ニ コンプライアンス・リスク管理委員会は、審議・活動の内容を定期的に取り締役に報告することとしております。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ 本部制度を執ることにより、取締役は経営の迅速化、監督機能の強化等、経営機能に専念し、業務執行権限を本部長に委譲して業務執行責任を明確にし、事業構造改革を迅速に進めることとしております。
 - ロ 中期経営計画及び年度予算を策定し、目標を明確にして計数管理を行うとともに、その計画に基づいて職務執行の状況を監視・監督することとしております。
 - ハ 「関係会社管理規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき、担当本部長が各責任者への指示、管理を行い、経営会議等にて適宜報告を行うとともに、本部間をまたがる案件については担当本部長間にて調整を行うこととしております。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 企業集団としての企業行動指針を定め、コンプライアンスや情報セキュリティ等の理念の統一を保ち、子会社ごとに当社の取締役から責任担当を決め、事業の総括的な管理を行うこととしております。
 - ロ 当社は、「企業理念・行動指針」を定め、経営理念の共有を図るとともに、子会社の業務執行の重要事項は、当社の決裁事項または当社への報告事項としております。
 - ハ 当社は、上記の決裁・報告体制を通じて、グループ全体の経営状況を把握し、業務の適正の確保、リスク管理を徹底しております。
 - ニ 当社は、子会社の自主性を尊重し、事業内容・規模を考慮しつつ、コーポレート部門の業

務を適切に支援し、子会社の取締役等が効率的に職務執行できる体制を構築しております。

- ホ 当社のコンプライアンス・リスク管理委員会では、子会社を含むグループ全体のコンプライアンスに関する事項を審議し、また、内部通報制度においては、子会社の取締役及び使用人からも直接に通報が行えるなど、子会社との連携を図り、グループ全体の運営を行っております。

- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - イ 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行っております。
 - ロ 当社の各部門及び子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。
- ⑦ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合における当該取締役及び使用人に関する事項について
 - イ 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置しておりませんが、監査業務の充実のために、必要に応じて、取締役会と監査等委員会との協議のうえ、補助業務を担当する使用人を配置することといたします。
- ⑧ 当社の監査等委員でない取締役が監査等委員会に報告をするための体制について
 - イ 社長を含む主要な監査等委員でない取締役は、監査等委員と定期的に会合を行い、監査等委員会との意思疎通を図っております。
 - ロ 職務権限規程に基づく決裁・報告事項のうち、重要な事項は、監査等委員を経由して監査等委員会にも報告されるほか、必要に応じ、監査等委員でない取締役が、法定の事項及び全社的に重大な影響を及ぼす事項について、同様に監査等委員会への報告・説明を速やかに行っております。
- ⑨ 当社の子会社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制について
 - イ 関係会社管理規程に基づく決裁・報告事項のうち、あらかじめ定められた事項は、監査等委員を経由して監査等委員会へも報告されることになっております。

- ⑩ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
- イ 当社及び子会社のコンプライアンス規程において、監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことが明記されております。
- ⑪ 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針について
- イ 当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じるものとします。
- ⑫ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- イ 当社の監査等委員でない取締役及び使用人は、監査等委員会が制定した監査等委員会規程に基づく監査活動が、実効的に行われることに協力しております。
 - 監査等委員会は、監査の実施にあたり内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保っております。監査等委員会は、管理本部担当役員に対して必要に応じて監査に関する指示をすることができ、監査等委員会が管理本部担当役員に対して指示した事項が、社長からの指示と相反する場合は、監査等委員会の指示を優先するものとしております。また、監査等委員会は、管理本部担当役員の人事異動及び人事評価等について事前に報告を受け、必要な場合は社長に対して変更を申し入れることができるものとしております。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について
- イ 当社グループは、業務の適正を確保するための体制の一環として、以下のとおり反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明確にし、その体制を整備しております。
 - 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係をもたないことを基本方針とし、提供や協力、加担等、一切の交流・関わりをもつことを禁止しております。
 - ハ 反社会的勢力に対する対応は総務部が総括し、弁護士、所轄警察署と連携して対処することとしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス・リスク管理

当社では、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、リスク管理を行っております。コンプライアンス・リスク管理委員会は、①コンプライアンスにかかる体制、取組み等の協議及び決定、②コンプライアンス教育の計画、管理、実行、③コンプライアンス関連情報の収集及び周知、④リスクの調査、網羅的認識及び分析、⑤各種リスクに関する管理方針、評価手法の立案及びリスク測定の実施、⑥各種リスクの対応策の検討及び決定、⑦各種リスクへの対応策の実施状況の監督を行い、コンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図り、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、取締役会の直属機関として設置しております。コンプライアンス・リスク管理委員会の委員長は代表取締役社長とし、委員は、常勤取締役、内部監査室長その他取締役会に指名された者が委員となっております。原則四半期に1回開催するものとし、さらに必要に応じて随時開催され、リスク管理に関する方針、施策、制度に関する事項や、コンプライアンス違反等に関する相談・通報・調査結果、事故・クレームの発生状況その他リスク管理に関する当社の現況及び問題点、新たなリスク要因の検討について審議しております。また当社では、内部通報規程において定めた窓口担当者を通報窓口とする内部通報制度を定めています。組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正に処理する仕組みを構築し、不正行為等に起因する不祥事の未然防止及び早期発見を図っております。

② 監査等委員監査

当社の監査等委員会は、内部統制システムの整備状況にも留意のうえ、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、監査対象、監査の方法及び実施時期を適切に選定し、定時株主総会終了後速やかに向こう1年間に行う監査計画を作成しております。なお、その際、監査上の重要課題については、重点監査項目として設定します。また、監査計画を策定するにあたっては、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査部門等と協議または意見交換を行います。加えて、監査方針及び監査計画を代表取締役社長及び取締役会に説明することとしております。

実施につきましては、「監査計画」に基づき、監査方針に基づき監査業務の分担を行うとともに、取締役会に出席し、活発に質問や意見を述べ、取締役の業務執行状況及び取締役会の運営や議案決議の適法性・妥当性を監視しております。また、常勤監査等委員は、上記取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲

覧し、各部門において業務及び財産の状況を調査するとともに、会計帳簿等の調査、事業報告及び計算書類ならびにこれらの附属明細書につき検討を加えた上で、監査報告を作成することとしております。

加えて、会計監査人及び内部監査部門と緊密な連携を保つため、四半期に一度定期的な会合を持ち、J-SOXの実施状況や監査の実施状況の共有、課題などについて情報交換・連携を行うほか、棚卸等の監査活動への立ち合いも行っております。

会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,349,554	流動負債	768,495
現金及び預金	2,898,956	買掛金	144,742
売掛金	363,278	1年内返済予定の長期借入金	87,434
買掛金	87,319	未払金	110,315
固定資産	148,306	未払費用	178,266
有形固定資産	32,274	未払法人税等	145,999
建物	14,301	繰上金	6,692
工具、器具及び備品	16,501	その他	95,046
構築物	1,470	固定負債	74,833
無形固定資産	11,939	長期借入金	73,742
ソフトウェア	11,939	その他	1,091
投資その他の資産	104,092	負債合計	843,328
繰延税金資産	78,138	(純資産の部)	
その他	25,954	株主資本	2,654,532
		資本金	754,584
資産合計	3,497,860	資本剰余金	750,718
		利益剰余金	1,149,346
		自己株式	△116
		純資産合計	2,654,532
		負債純資産合計	3,497,860

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		4,342,372
売上原価		1,464,414
売上総利益		2,877,957
販売費及び一般管理費		2,204,144
営業利益		673,813
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	20	
受取補填金	1,536	
その他	159	1,720
営業外費用		
支払利息	2,758	
為替差損	115	
上場関連費用	27,800	
その他	485	31,160
経常利益		644,373
税金等調整前当期純利益		644,373
法人税、住民税及び事業税	203,391	
法人税等調整額	22,179	225,571
当期純利益		418,802
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		418,802

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当連結会計年度期首残高	68,000	64,133	730,544	—	862,677	862,677
当連結会計年度変動額						
新 株 の 発 行	679,477	679,477			1,358,955	1,358,955
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	7,107	7,107			14,214	14,214
親会社株主に帰属する当期純利益			418,802		418,802	418,802
自 己 株 式 の 取 得				△ 116	△ 116	△ 116
当連結会計年度変動額合計	686,584	686,584	418,802	△ 116	1,791,854	1,791,854
当連結会計年度末残高	754,584	750,718	1,149,346	△ 116	2,654,532	2,654,532

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社ケンブリッジ・リサーチ研究所

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

工具、器具及び備品 8年～15年

ロ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ハ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

営業債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込み額のうち当連結会計年度に対応する見積額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

人材紹介の履行義務は、顧客に対して候補者を紹介するサービスを提供することです。候補者が当該企業に入社した時点で履行義務を充足するものとして、収益を認識しております。

また、顧客との契約において、紹介した候補者が入社後一定期間内に自己都合退職した場合、顧客から収受した対価の一定割合を返金することとしており、顧客と約束した対価のうち、顧客への返金が見込まれる額については、過去一定期間における返金実績率等に基づいて返金見込額として算定しております。当該返金見込額については収益を認識せず、対応する金額を返金負債として流動負債に表示しております。

スキルシェアの履行義務は、顧客との契約に基づきスキルシェアサービスを提供することです。当該サービスは役務提供の進捗により履行義務を充足することから、主として役務を提供する期間にわたり収益を計上しております。

なお、いずれのサービスにおいても、売上高は顧客との契約において約束された対価から売上値引等を控除した金額で測定しております。取引対価は、通常、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、当該会計基準適用指針の適用が連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- | | |
|---------------------------------|----------|
| (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 | 78,138千円 |
| (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に係る情報 | |

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があるかと判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異回収スケジュール、タックス・プランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、人材紹介の市場動向、正社員採用サービスにおける入社決定数、スキルシェアにおけるフリーコンサルタントの稼働人数を主要な仮定として、将来の収益及び費用の見積りを行っております。ただし、実際の経済環境や損益の状況がこれらの仮定と大きく乖離した場合には、翌連結会計年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	58,982千円
----------------	----------

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 4,919,400株 |
|------|------------|
- (2) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ① 金融商品に対する取り組み方針
当社グループは、資金運用については主に流動性及び安全性の高い短期的な預金に限定し、必要な資金を銀行借入等により調達しております。
なお、デリバティブ取引は行っておりません。
- ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク
営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
差入保証金は、賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金は1年内の支払期日であります。
借入金及び社債については、主に営業取引に係る運転資金の確保を目的としたものです。なお、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクを内包しています。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社グループは、営業債権について与信管理規程に基づき、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
- ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社グループは、管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性のリスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算出された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織りこんでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
差 入 保 証 金	22,737	21,672	△1,064
資 産 計	22,737	21,672	△1,064
長 期 借 入 金 (※)	161,176	161,190	14
負 債 計	161,176	161,190	14

(※) 長期借入金に係る連結貸借対照表計上額及び時価については、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
組 合 出 資 金	1,000

(注2) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内
長 期 借 入 金	87,434	72,802	940	—
リ ー ス 債 務	994	500	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における同一の資産又は負債に関する相場価格であり、調整されていないもの

レベル2の時価：資産又は負債について、直接又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1のインプット以外のインプット

レベル3の時価：資産又は負債について観察できないインプット
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
差 入 保 証 金	－	21,672	－	21,672
資 産 計	－	21,672	－	21,672
長 期 借 入 金 (※)	－	161,190	－	161,190
負 債 計	－	161,190	－	161,190

(※) 長期借入金に係る連結貸借対照表計上額及び時価については、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

差入保証金

返還予定時期を見積もり、将来キャッシュ・フロー（資産除去債務の履行により最終的に回収が見込めない金額控除後）を国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）

このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率で元利金の合計を割り引いて時価を算定しております。

これらの取引はレベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	当連結会計年度
人材紹介	2,918,104
スキルシェア	1,424,268
顧客との契約から生じる収益	4,342,372
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,342,372

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表1. (5). ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
前受金（期首残高）	4,200
前受金（期末残高）	—

前受金は、主に人材紹介に係る顧客から受け取った対価であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の前受金残高に含まれていたものは、4,200千円であ

ります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	539円61銭
(2) 1株当たりの当期純利益	99円15銭

(注) 当社は、2022年11月7日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。1株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,133,937	流動負債	713,021
現金及び預金	2,715,846	買掛金	130,175
売掛金	335,948	1年内返済予定の長期借入金	87,434
前払費用	49,734	リース負債	994
未収金	21,752	未払金	106,264
その他の資産	10,656	未払費用	144,066
固定資産	267,859	未払法人税等	145,909
有形固定資産	32,119	未払事業所税	2,138
建物	14,301	未払消費税	76,516
工具、器具及び備品	16,347	繰上り金	14,533
その他の固定資産	1,470	固定負債	74,293
無形固定資産	11,939	長期借入金	73,742
ソフトウェア	11,939	長期リース負債	50
投資その他の資産	223,800	リース負債	500
関係会社株式	134,587	負債合計	787,314
差入保証金	22,737		
長期前払費用	2,216	(純資産の部)	
繰延税金資産	64,258	株主資本	2,614,482
		資本金	754,584
		資本剰余金	750,718
		資本準備金	736,584
		その他資本剰余金	14,133
		利益剰余金	1,109,296
		その他利益剰余金	1,109,296
		繰越利益剰余金	1,109,296
		自己株式	△116
資産合計	3,401,796	純資産合計	2,614,482
		負債純資産合計	3,401,796

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,912,179
売上原価	1,393,438
売上総利益	2,518,741
販売費及び一般管理費	1,934,162
営業利益	584,578
営業外収益	
受取利息	4
業務受託手数料	64,280
受取補填金	1,422
その他	1,333
	67,040
営業外費用	
支払利息	2,758
支払保証料	481
為替差損	115
上場関連費用	27,800
その他	1,178
	32,335
経常利益	619,283
税引前当期純利益	619,283
法人税、住民税及び事業税	203,211
法人税等調整額	13,141
当期純利益	402,930

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本 合計	純 資 産 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	68,000	50,000	14,133	64,133	706,366	706,366	—	838,499	838,499
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	679,477	679,477		679,477				1,358,955	1,358,955
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	7,107	7,107		7,107				14,214	14,214
当 期 純 利 益					402,930	402,930		402,930	402,930
自 己 株 式 の 取 得							△ 116	△ 116	△ 116
当 期 変 動 額 合 計	686,584	686,584	—	686,584	402,930	402,930	△ 116	1,775,982	1,775,982
当 期 末 残 高	754,584	736,584	14,133	750,718	1,109,296	1,109,296	△ 116	2,614,482	2,614,482

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 関係会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～15年

機械及び装置 8年～15年

② リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費 株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 営業債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込み額のうち当事業年度に対応する見積額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

人材紹介の履行義務は、顧客に対して候補者を紹介するサービスを提供することです。候補者が当該企業に入社した時点で履行義務を充足するものとして、収益を認識しております。

また、顧客との契約において、紹介した候補者が入社後一定期間内に自己都合退職した場合、顧客から収受した対価の一定割合を返金することとしており、顧客と約束した対価のうち、顧客への返金が見込まれる額については、過去一定期間における返金実績率等に基づいて返金見込額として算定しております。当該返金見込額については収益を認識せず、対応する金額を返金負債として流動負債に表示しております。

スキルシェアの履行義務は、顧客との契約に基づきスキルシェアサービスを提供することです。当該サービスは役務提供の進捗により履行義務を充足することから、主として役務を提供する期間にわたり収益を計上しております。

なお、いずれのサービスにおいても、売上高は顧客との契約において約束された対価から売上値引等を控除した金額で測定しております。取引対価は、通常、1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、当該会計基準適用指針の適用が計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 64,258千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に係る情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異の解消により、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲を回収可能性があるとして判断し計上しております。具体的には、将来の一時差異回収スケジュール、タックス・プランニング及び収益力に基づく課税所得の見積り等に基づいて判断しております。課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、人材紹介の市場動向、正社員採用サービスにおける入社決定数、スキルシェアにおけるフリーコンサルタントの稼働人数を主要な仮定として、将来の収益及び費用の見積りを行っております。ただし、実際の経済環境や損益の状況がこれらの仮定と大きく乖離した場合には、翌事業年度の繰延税金資産の回収可能性に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 54,636千円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 19,829千円
② 短期金銭債務 4,583千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高
営業取引による取引高 一十千円
営業取引以外の取引高 64,280千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 27株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	9,587千円
未払事業所税	654千円
未払費用	34,618千円
資産除去債務	3,615千円
返金負債	1,527千円
減価償却超過額	15,917千円
税務上の繰延資産	1,599千円
繰延税金資産合計	67,521千円
繰延税金負債	
未収事業税	△3,262千円
繰延税金負債合計	△3,262千円
繰延税金資産の純額	64,258千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 ケンブリッジ・ リサーチ研究所	所有 直接 100.0%	役員の兼任	業務委託費用の受取 (注) 1	64,280	未収入金 (注) 2	9,344

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 業務委託費用は、業務内容を勘案して、協議のうえで決定しております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 531円47銭
(2) 1株当たりの当期純利益 95円39銭

(注) 当社は、2022年11月7日付で普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。1株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

11. その他の注記

退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要
当社は、役員及び従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。
2. 当社の確定拠出制度への要拠出額は、12,322千円であります。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

アクシスコンサルティング株式会社

取締役会 御中

應和監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士

澤田昌輝 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

塚友善 

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アクシスコンサルティング株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクシスコンサルティング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

アクシスコンサルティング株式会社

監査等委員会 御中

應和監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士

澤田昌輝 

指定社員
業務執行社員 公認会計士

堀友善 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アクシスコンサルティング株式会社の2022年7月1日から2023年6月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切である

かどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人應和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月14日

アクシスコンサルティング株式会社 監査等委員会

取締役 監査等委員

坂本 安東



取締役 監査等委員

野間 自子



取締役 監査等委員

高野 寧績



(注) 監査等委員 野間自子及び高野寧績は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上